

第 2 号様式の 6（第 5 条の 4）

第 号
年 月 日

様

野田市長 ⑩

事業系一般廃棄物の減量に関する命令書

次の事業用大規模建築物について、 年 月 日付け 第 号により事業系一般廃棄物の減量に関する違反の是正のために必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、当該措置が採られていないため、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 1 4 条の 3 の規定により次のとおり是正のために必要な措置を講ずるよう命令します。

なお、正当な理由なくこの命令に従わないときは、同条例第 1 4 条の 4 の規定によりその旨を公表することがあります。

必 要 な 措 置 の 内 容	
履 行 期 限	年 月 日

- 教示
- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。